

**男女均等取扱い等
に関するトラブル**

- ・性別を理由に昇進・昇格で差別的取扱いを受けている。
- ・妊娠を理由に退職を強要された。

**育児・介護休業等
に関するトラブル**

- ・育児休業や介護休業を取得できない。
- ・休業や短時間勤務を申し出たら不利益な取扱いを受けた。

**パートタイム労働者・
有期雇用労働者の
均衡待遇等
に関するトラブル**

- ・同じ仕事をしているのに正社員と待遇が違う。
- ・正社員転換の機会がない。

**パワーハラスメント
に関するトラブル**

- ・職場の上司から、業務上の指導を超える過度な叱責を繰り返し受けている。

職場のトラブルで 悩んでいませんか？

男女雇用機会均等法

育児・介護休業法

パートタイム労働法、パートタイム・有期雇用労働法

労働施策総合推進法

に基づく **紛争解決援助制度及び調停の
ご案内**



厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

厚生労働省の地方機関である都道府県労働局雇用環境・均等部(室)では、労働者と事業主の間で、男女均等取扱い等に関するトラブル、育児・介護休業等に関するトラブル、パートタイム労働者・有期雇用労働者の差別的取扱い、均衡待遇および通常の労働者への転換推進措置などに関するトラブル、職場におけるパワーハラスメントに関するトラブルが生じた場合、当事者の一方または双方の申出があれば、トラブルの早期解決のための援助を行っています。

トラブル解決のための援助には、次の2つの方法があります。

①都道府県労働局長による紛争解決の援助

(男女雇用機会均等法第17条・育児・介護休業法第52条の4・パートタイム労働法第24条・パートタイム・有期雇用労働法第24条・労働施策総合推進法第30条の5)

②機会均等調停会議、両立支援調停会議、均衡待遇調停会議、優越的言動問題調停会議による調停

(男女雇用機会均等法第18条・育児・介護休業法第52条の5・パートタイム労働法第25条・パートタイム・有期雇用労働法第25条・労働施策総合推進法第30条の6)

この2つの制度は、都道府県労働局長または調停委員が公平な第三者として紛争の当事者の間に立ち、両当事者の納得が得られるよう解決策を提示し、紛争の解決を図ることを目的とした行政サービスです。

それぞれの制度の特徴を踏まえ、ご希望の解決方法を選択してください。

目次

改正法のポイント	3
紛争解決援助制度の概要	4
都道府県労働局長による紛争解決の援助	5
都道府県労働局長による紛争解決の援助事例	8
調停会議による調停	11
調停会議による調停事例	14
調停申請書記載例	17
紛争解決援助制度に関するQ&A	22
調停申請書様式	23

改正男女雇用機会均等法、改正育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、改正労働施策総合推進法が施行されました
それぞれの施行日以降、紛争解決援助及び調停の対象者や対象となる事案が変わります。

男女雇用機会均等法

育児・介護休業法

令和2年6月1日施行(全ての企業に適用)

- ・職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、育児休業・介護休業等に関するハラスメントについて、**労働者が相談を行ったこと**を理由とする**解雇その他不利益な取扱い**について紛争解決の援助及び調停の対象に加わりました。

パートタイム・有期雇用労働法

令和2年4月1日施行

(※中小企業の適用は令和3年4月1日)

- ・**有期雇用労働者**が紛争解決の援助の申立て、調停の申請をすることができるようになりました。
- ・**通常の労働者とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差**や**待遇の相違の内容・理由に関する説明**が紛争解決の援助及び調停の対象に加わりました。

労働施策総合推進法

令和2年6月1日施行

(※中小企業は令和4年3月31日まで努力義務。労働者がパワーハラスメントについての相談を行ったこと等に関する不利益取扱いについては、中小企業も令和2年6月1日より紛争解決の援助及び調停の対象。)

- ・**職場におけるパワーハラスメント**(優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されるもの)**に関する事業主の措置義務**について紛争解決の援助及び調停の対象になりました。
- ・労働者が**パワーハラスメントについての相談を行ったこと等**を理由とする**解雇その他不利益な取扱い**について紛争解決の援助及び調停の対象になりました。

※中小事業の範囲

①又は②のいずれかを満たす企業が中小企業に該当します。

業 種	①資本金の額又は 出資の総額	②常時使用する 従業員の数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業 (サービス業、医療・福祉等)	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種(製造業、建設業、運輸業等 上記以外全て)	3億円以下	300人以下

(出典) 中小企業基本法

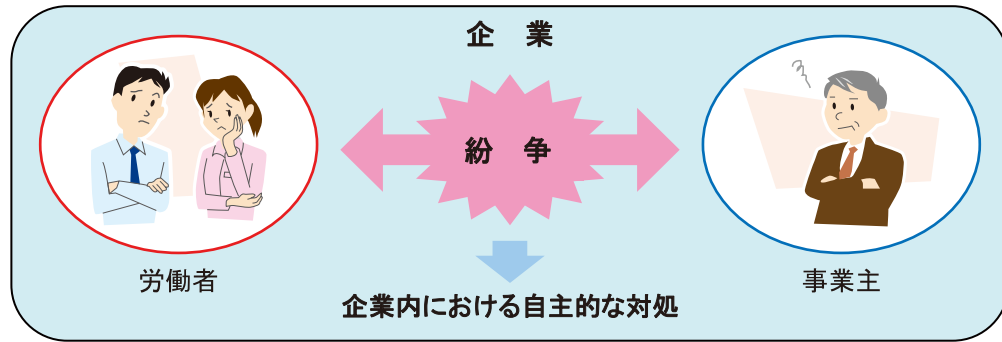
男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法の詳細は、厚生労働省HPの職場におけるハラスメント関係特集ページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

パートタイム・有期雇用労働法の詳細は、厚生労働省HPの同一労働同一賃金特集ページをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法に基づく紛争解決援助制度の概要



未解決

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

- 男女雇用機会均等、育児・介護休業、パートタイム労働、パートタイム・有期雇用労働等に関する相談の受付
- 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法に基づく紛争解決援助制度・行政指導の説明

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法に基づく紛争解決の援助の対象となる紛争

簡単な手続きで、迅速に行政機関に解決してもらいたい場合

公平、中立性の高い第三者機関に援助してもらいたい場合

都道府県労働局長

都道府県労働局長による助言・指導・勧告

当事者の希望等に応じて

調停会議

調停会議による調停・調停案の作成・受諾勧告

都道府県労働局長

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法に基づく行政指導

紛争解決援助制度の特徴

1 公平・中立性

厳正中立・公正を保ち、法に忠実かつ客観的な立場から援助を実施します。

2 互譲性

当事者双方の譲り合い、歩み寄りにより、紛争の現実的な解決を図ります。

3 簡易・迅速性

時間的、経済的負担がかかる裁判に比べ、手続きが迅速、簡便です。

4 無料

5 プライバシーの保護

関係者以外に援助や調停の内容は公にされず、紛争当事者のプライバシーが保護されます。

6 不利益取扱いの禁止

労働者が都道府県労働局長による援助や調停の申請をしたことを理由として、事業主がその労働者に対し解雇、配置転換、降格、減給などの不利益取扱いをすることを禁止しています。

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法に基づく都道府県労働局長による紛争解決の援助

都道府県労働局長が、労働者と事業主との間のトラブルを法に忠実かつ客観的な立場から、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、法律の趣旨に沿って問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することによりトラブルの解決を図る制度です。

※当該制度は、行政機関が行う行政サービスであり、弁護士等による司法上の手続きとは異なります

1 援助対象者

紛争の当事者である**労働者**（パートタイム労働法に基づく場合はパートタイム労働者、パートタイム・有期雇用労働法に基づく場合はパートタイム労働者・有期雇用労働者）および**事業主**
 ※労働組合、使用者団体など紛争の当事者以外の第三者は対象となりません。

2 援助の対象となる紛争

男女雇用機会均等法に基づく場合

以下に関する労働者と事業主との間の紛争

- 以下の事項に関する性別による差別的取扱い
 募集・採用、配置（業務の配分および権限の付与を含む）・昇進・降格・教育訓練、一定の範囲の福利厚生、職種・雇用形態の変更、退職勧奨・定年・解雇・労働契約の更新
- 均等法で禁止される間接差別
- 婚姻を理由とする解雇等、妊娠・出産等を理由とする解雇その他不利益取扱い
- セクシュアルハラスメントを防止する措置
- 母性健康管理措置（妊娠中・出産後の女性労働者の健康管理）
- 妊娠・出産等に関するハラスメントを防止する措置
- セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメントの相談を行ったこと等を理由とする不利益取扱い

育児・介護休業法に基づく場合

以下に関する労働者と事業主との間の紛争

- | | |
|--|---------------------|
| ● 育児休業制度 | ● 介護休業制度 |
| ● 子の看護休暇制度 | ● 介護休暇制度 |
| ● 所定外労働の制限 | ● 時間外労働の制限 |
| ● 深夜業の制限 | ● 所定労働時間の短縮措置等 |
| ● 労働者の配置に関する配慮 | ● 育児休業等を理由とする不利益取扱い |
| ● 育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置 | |
| ● 育児休業・介護休業等に関するハラスメントの相談を行ったこと等を理由とする不利益取扱い | |

パートタイム労働法、パートタイム・有期雇用労働法に基づく場合

パートタイム労働法では、以下に関するパートタイム労働者と事業主との間の紛争が対象となります

- 昇給、退職手当および賞与の有無、相談窓口についての労働条件の文書交付などによる明示
- 通常の労働者と同視すべきパートタイム労働者に対する差別的取扱い
- 職務の遂行に必要な教育訓練の実施
- 福利厚生施設の利用の機会の配慮
- 通常の労働者への転換を推進するための措置
- 雇入れ時の雇用管理の改善措置の内容(賃金制度の内容等)の説明、待遇の決定に当たって考慮した事項の説明

パートタイム・有期雇用労働法(令和2年4月1日施行。中小企業の適用は令和3年4月1日)では、上記について有期雇用労働者が対象になるとともに、以下も対象になります

- 通常の労働者とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差の禁止(均衡待遇)
- パートタイム労働者・有期雇用労働者から求めがあった場合の通常の労働者との間の待遇の相違の内容・理由の説明

労働施策総合推進法に基づく場合

改正労働施策総合推進法施行後の令和2年6月1日からは以下も対象となります

- パワーハラスメントを防止する措置(※)
- パワーハラスメントの相談を行ったこと等を理由とする不利益取扱い
(※)中小企業の場合は令和4年4月1日以降に生じた紛争が対象。

3 援助の対象とならない紛争

労働組合と事業主の間の紛争や労働者と労働者の間の紛争など

次のような場合にも、原則として援助の対象とはなりません。

- ・援助対象事項からの逸脱がある場合
- ・申立てに係る紛争に関し、確定判決が出されている場合
- ・申立てに係る紛争が既に司法的救済または局長の援助以外の行政的救済に係属している場合
- ・申立てに係る紛争が集団的な労使紛争にからんだものである場合
- ・申立てに係る紛争に関し、調停に係属し、既に調停案受諾勧告が行われ、当事者双方が調停案を受諾した、または打ち切られた場合
- ・事業主の措置が行われた日、または措置の内容が終了した日から1年以上経過している場合

など

都道府県労働局長による紛争解決の援助手続きの流れ

労働者が援助の申立てをしたことを理由とする不利益取扱いの禁止

援助の申立て

- 「紛争の当事者」(労働者※または事業主)からの援助の申立てにより手続きを開始
※パートタイム労働法に基づく場合はパートタイム労働者、パートタイム・有期雇用労働法に基づく場合はパートタイム労働者・有期雇用労働者
- 来局の他、文書(連絡先記載)または電話での申立ても可能
(申立書などの文書は必要ありません)



援助の実施

- 申立者、被申立者に対する事情聴取
- 第三者に対する事情聴取
(紛争の内容などの把握に必要な場合で、申立者および被申立者の了承を得た場合に実施)
- 問題の解決に必要な援助(助言・指導・勧告)の実施

※援助の中で、解決金等の具体的な金額を労働局からお示しすることはできません



解決

- 当事者双方による援助の内容の受け入れ



打ち切り

- ①本人の死亡、法人の消滅などがあった場合
- ②申立てが取り下げられた場合
- ③被申立者が非協力的で度重なる要請にもかかわらず事情聴取に応じない場合
- ④対立が著しく強く、歩み寄りが困難である場合

など

※必要に応じ一定の場合に 調停申請 (P11～13)が可能です。

都道府県労働局長による紛争解決の援助事例

男女雇用機会均等法に基づく場合

事例1 性別を理由とした昇進・昇格についての差別的な取扱いを受けたとする事例

<概要>

会社内で男女差別的取扱いがあるために、男性が先に昇進したとして、会社に対し公正な人事評価を求める援助の申立てを行った。

<労働者の主張>

雇用管理区分も業務内容も同じであるにもかかわらず、勤続年数の長い自分よりも先に、入社したばかりの男性が昇進したのは、男女差別的取扱いがあるためであり、性別によらない公平な人事評価を求める。

<事業主の主張>

明確な人事評価基準はないものの、決定にあたっては、社内的な考課や勤務状況を踏まえ、対象者リストを作成し、三役での話し合いにより決定しているものであり、男女差別によるものではない。

<援助内容>

実態として男性に比べ女性の昇進が遅れており、明確な昇進基準がないことや、会社から申立者へ検討結果や理由の説明が行われていないことから、申立者は性別による差別によるものと推測しており、意欲をなくしている。

公正かつ透明な昇進・昇格基準を構築することが、労働者個人の能力発揮につながり、企業の活性化にもつながることを会社に説明し、申立者への理由の説明及び昇進を含め、今後の対応を検討するよう助言した。

<結果>

会社は申立者の思いを真摯に受け止め、公正・透明な人事評価制度を構築し、それに基づき、申立者の格付けを行うこととした。会社から申立者へ新たな評価制度を含めた説明がなされ、双方が納得し、援助は終了した。

育児・介護休業法に基づく場合

事例1 育児休業取得を理由に職種変更されたとする事例

<概要>

営業職（総合職）で採用された労働者が、育児休業からの復帰にあたり、事務職（一般職）での復帰しか認めないという会社に対し、休業前の営業職での復帰を求める援助の申立てを行った。

<労働者の主張>

育児休業からの復帰にあたり、事務職での復帰しかなく、事務職の賃金表が適用されるので、基本給が下がると言われた。事務職での復帰ができない場合にはどうなるかと聞いても、事務職しかないとの回答で、退職とは言われないが、退職勧奨ではないか。休業前の営業職での復帰を求める。

<事業主の主張>

事務職であれば、転勤がなく残業も少ないので働き続けやすいと思い、提案した。

育児休業を取得している申立者以外には、事務職への転換を勧めることはしていない。

<援助内容>

育児休業を取得した申立者のみに、事務職の転換を勧めることは、育児休業を取得したことを理由とする不利益取扱いにあたる可能性があることから、営業職として復帰させるよう助言した。

<結果>

休業前の職場に営業職として復帰できることとなり、援助は終了した。

育児・介護休業法に基づく場合

事例 2

介護休業からの復帰にあたり復職を拒まれたとする事例

<概要>

介護休業から復職しようとしたところ、拒まれたため、復職を求める援助の申立てを行った。

<労働者の主張>

介護休業から復職しようとしたところ、上司に休業期間を延長するよう言われ、復職を認めてもらえない。復職させてもらいたい。

<事業主の主張>

復帰にあたって、今後の介護の状況などが不明であったこと、また介護による精神的な疲労にも配慮し、もう少し休んではどうかと伝えた。

会社としては、無理に休ませる意図や復職を拒もうとする意図はない。

<援助内容>

上司のアドバイスが介護休業を延長するという選択肢を示す程度のものであれば問題ないが、介護休業の延長の強要あるいは復職の拒否と受け取られるようなことがないよう、適切な対応を行うよう助言した。

<結果>

申立者と会社が改めて復帰に向けた話し合いを行った結果、申立者の希望どおり復職ができることになり、援助は終了した。

パートタイム労働法に基づく場合

事例 1

実効性のある正社員転換制度がないとする事例

<概要>

申立者が勤務する事業所では、正社員への転換については就業規則に規定されているものの、要件があいまいであるため、実際は転換ができない状況になっているとして、実効性のある転換推進措置を求める紛争解決援助の申立てを行った。

<パートタイム労働者の主張>

就業規則の転換規定は、正社員への転換要件が「正社員としての能力を有する者」というあいまいなものであるため、会社によって恣意的な運用をされており、これまでパートタイム労働者から正社員へ転換した者がいない。これでは転換推進措置を講じているとはいえないため、実効性のある転換推進措置を講じることを求める。

<事業主の主張>

会社では転換制度を設けている以上、パートタイム労働法上なんら問題ない。

<援助内容>

規定を設けていても正社員に転換するかどうかを会社が恣意的に決めるということであれば、転換推進措置を講じているとはいえず、転換制度を設ける場合は転換要件を客観的なものとし、公平・公正な制度とする必要があることを助言した。

<結果>

転換試験を行い、その結果をもとに正社員に登用するという新しい転換制度が導入されることになり、双方が納得し、援助は終了した。

パートタイム・有期雇用労働法に基づく場合

事例 1

通勤手当の支給について正社員と不合理な待遇差があるとする事例

＜概要＞

申立者は、正社員に対して支給される通勤手当がパートタイム労働者に支給されないことは、パートタイム労働者であることを理由とする不合理な待遇差であるとして、通勤手当を支給するよう求める紛争解決援助の申立てを行った。

＜パートタイム労働者の主張＞

通勤にかかる交通費は、正社員、パートタイム労働者などの雇用形態に関係なくかかるものであり、パートタイム労働者に一切支給されないことには納得できない。

＜事業主の主張＞

正社員は店舗の異動がありうるため労働者の負担に配慮して通勤手当を支給している。一方、パートタイム労働者は店舗の異動はなく勤務先店舗の近隣から通える者を採用しているため、通勤手当を支給しないことは不合理な待遇差ではない。

＜援助内容＞

通勤手当が通勤に要する交通費の補填を目的として支給されていること、実際にパートタイム労働者も交通費を負担していることを踏まえると、店舗の異動がないことを理由にパートタイム労働者に対し通勤手当を支給しないことは不合理と認められうることから、会社に対しパートタイム労働者に通勤手当を支給するよう助言した。

＜結果＞

雇用環境・均等部(室)からの助言を受け、会社はパートタイム労働者に対し正社員と同様に通勤手当を支給することとしたため、援助は終了した。

労働施策総合推進法に基づく場合

事例 1

パワーハラスメント防止措置が講じられていないとする事例

＜概要＞

職場の上司にパワハラを受け会社に相談したが、何も対応してくれず体調を壊し、休業中。復職するにあたり、上司からの謝罪、パワーハラスメントを防止するための事業主の方針の明確化、社内における周知を行うよう紛争解決援助の申立てを行った。

＜労働者の主張＞

自分が受けたのはパワーハラスメントである。謝罪はもちろん、パワーハラスメントの防止対策が徹底され、安心して働ける職場であることが確認できないと復職できない。

＜事業主の主張＞

申立者に対して、パワーハラスメントを受けたとする具体的な状況や要望を確認し、併せて申立者の上司や同僚にパワーハラスメントの事実確認を行った。申立者は、業務を進めるのにケアレスミスが多く、期限を守れない等の問題があり、上司もきつい口調の注意になったとのこと。

会社は、上司の発言は業務指示の範囲であり、パワーハラスメントではないと考えているが、パワーハラスメントを防止するための事業主の方針の明確化、社内における周知を行っていなかった。

＜援助内容＞

パワーハラスメント防止のための事業主の責務を説明し、パワーハラスメントを防止するための雇用管理上の措置を講じることが義務であること、さらに、パワーハラスメント行為の事実が確認できなかった場合においても、再発防止措置を講ずる必要があることを含め、今後の対応を検討するよう助言した。

＜結果＞

今後同様の事案が発生しないよう、パワーハラスメントを防止するための雇用管理上の措置を果たすことで双方が納得し、援助は終了した。

《男女雇用機会均等法に基づく機会均等調停会議》
 《育児・介護休業法に基づく両立支援調停会議》
 《パートタイム労働法、パートタイム・有期雇用労働法に基づく均衡待遇調停会議》
 《労働施策総合推進法に基づく優越的言動問題調停会議》
 による調停

調停委員が、当事者である労働者と事業主双方から事情を聴取し、紛争解決の方法として調停案を作成し、当事者双方に調停案の受諾を勧告することにより紛争の解決を図る制度です。

調停は、弁護士や大学教授、社会保険労務士などの労働問題の専門家が援助の主体となるため、高い公平性、中立性、的確性が期待できます。

1 調停対象者

紛争の当事者である**労働者**（パートタイム労働法に基づく場合はパートタイム労働者、パートタイム・有期雇用労働法に基づく場合はパートタイム労働者・有期雇用労働者）および**事業主**

※労働組合、使用者団体など紛争の当事者以外の第三者は対象となりません。

2 調停の対象となる紛争

男女雇用機会均等法に基づく場合

以下に関する労働者と事業主との間の紛争

- 以下の事項に関する性別による差別的取扱い
配置（業務の配分および権限の付与を含む）・昇進・降格・教育訓練、一定の範囲の福利厚生、職種・雇用形態の変更、退職勧奨・定年・解雇・労働契約の更新
- 均等法で禁止される間接差別
- 婚姻を理由とする解雇等、妊娠・出産等を理由とする解雇その他不利益取扱い
- セクシュアルハラスメントを防止する措置
- 母性健康管理措置（妊娠中・出産後の女性労働者の健康管理）
- 妊娠・出産等に関するハラスメントを防止する措置
- セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメントの相談を行ったこと等を理由とする不利益取扱い

育児・介護休業法に基づく場合

以下に関する労働者と事業主との間の紛争

- 育児休業制度
- 子の看護休暇制度
- 所定外労働の制限
- 深夜業の制限
- 労働者の配置に関する配慮
- 育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置
- 育児休業・介護休業等に関するハラスメントの相談を行ったこと等を理由とする不利益取扱い
- 介護休業制度
- 介護休暇制度
- 時間外労働の制限
- 所定労働時間の短縮措置等
- 育児休業等を理由とする不利益取扱い

パートタイム労働法、パートタイム・有期雇用労働法に基づく場合

パートタイム労働法では、以下に関するパートタイム労働者と事業主との間の紛争が対象となります

- 昇給、退職手当および賞与の有無、相談窓口についての労働条件の文書交付などによる明示
- 通常の労働者と同視すべきパートタイム労働者に対する差別的取扱い
- 職務の遂行に必要な教育訓練の実施
- 福利厚生施設の利用の機会の配慮
- 通常の労働者への転換を推進するための措置
- 雇入れ時の雇用管理の改善措置の内容（賃金制度の内容等）の説明、待遇の決定に当たって考慮した事項の説明

パートタイム・有期雇用労働法（令和2年4月1日施行。中小企業の適用は令和3年4月1日）では、上記について有期雇用労働者が対象になるとともに、以下も対象になります

- 通常の労働者とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差の禁止（均衡待遇）
- パートタイム労働者・有期雇用労働者から求めがあった場合の通常の労働者との間の待遇の相違の内容・理由の説明

労働施策総合推進法に基づく場合

改正労働施策総合推進法施行後の令和2年6月1日からは以下も対象になります

- パワーハラスメントを防止する措置（※）
- パワーハラスメントの相談を行ったこと等を理由とする不利益取扱い（※）中小企業の場合は令和4年4月1日以降に生じた紛争が対象。

3 調停の対象とならない紛争

- 募集・採用に関する紛争【男女雇用機会均等法に基づく場合】
- 労働組合と事業主の間の紛争や労働者と労働者の間の紛争など
- パワーハラスメントに該当しない職場におけるいじめ・嫌がらせなどに関する紛争

次のような場合には、原則として調停の対象とはなりません。

- ・申請に係る紛争に関し、確定判決が出されている場合
- ・申請に係る紛争が既に司法的救済または調停以外の行政的救済に係属している場合（関係当事者双方が調停を優先させる意向がある場合を除く）
- ・申請に係る紛争が集団的な労使紛争にからんだものである場合
- ・事業主の措置が行われた日、または措置の内容が終了した日から1年以上経過している場合など

★★★合意の効力

調停案について当事者双方に成立した合意は民法上の和解契約となり、当事者の一方が義務を履行しない場合は他方当事者は債務不履行として訴えることができます。

★★★時効の完成猶予

時効の成立を心配せずに司法救済前に調停を利用できるよう、調停が打ち切られた場合、一定期間内に訴えを提起したときは、調停申請書が提出された日に遡って訴えの提起があったものとみなされます。

調停会議による調停手続きの流れ

労働者が調停の申請をしたことを理由とする不利益取扱いの禁止

調停の申請

- 調停申請書を都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ提出
《男女雇用機会均等法に基づく場合の調停申請書 P23》
《育児・介護休業法に基づく場合の調停申請書 P25》
《パートタイム労働法、パートタイム・有期雇用労働法に基づく場合の調停申請書 P27》
《労働施策総合推進法に基づく場合の調停申請書 P29》
ホームページからのダウンロード、電子申請も可能です



調停申請書の受理

- 管轄違い、調停対象事項からの逸脱などがある場合は受理されません



調停開始の決定

- 調停を開始する必要がないと判断された場合には調停は開始されません



調停会議の開催（非公開）

- 関係当事者からの事情聴取
- 関係労使を代表する者からの意見聴取
(関係当事者からの申立てに基づき、必要があると認めるとき)
- 同一の事業所に雇用される労働者その他の参考人からの意見聴取(必要があると認めたとき)【男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法に基づく場合】
- 調停案の作成
- 調停案の受諾勧告
※補佐人の同行、代理人の意見陳述を希望する場合は、事前に許可申請が必要です。
「補佐人」とは、事実関係の説明等を補佐する者です。
「代理人」とは、意見の陳述を代わりに行う者です。
「補佐人」、「代理人」いずれの場合にも特に資格は要しません。(ただし、報酬を得て行う場合には、弁護士又は特定社会保険労務士及び認定司法書士に限られます。)



解決

- 当事者双方が調停案を受諾



打ち切り

- ①本人の死亡、法人の消滅などがあった場合
- ②当事者間で和解が成立した場合
- ③申請が取り下げられた場合
- ④他の関係当事者が調停に非協力的で度重なる説得にもかかわらず出席しない場合
- ⑤対立が著しく強く、歩み寄りが困難である場合
- ⑥調停案を受諾しない場合

など

調停会議による調停事例

男女雇用機会均等法に基づく場合

事例

妊娠したことを理由に退職を強要されたとする事例

<概要>

申請人が会社に妊娠を報告したところ、執拗な退職の強要を受けたとして、会社に対し、金銭的解決を求める調停申請を行った。

<労働者の主張>

- ・退職の強要は、妊娠の報告直後から始まったものであり、明らかに妊娠したことが退職強要の理由である。
- ・強要により就業継続が困難となり、退職せざるを得なくなったため、本来働き続ければ得られたはずの期間の賃金補償を求める。

<事業主の主張>

- ・退職勧奨の理由は、妊娠の報告を受ける以前からの申請人の資質や協調性について改善の見込みがないと判断したためである。
- ・妊娠を理由とする退職の強要ではない。

<結果>

調停委員は、申請人が妊娠の報告をした時期と、会社が退職勧奨を行った時期が近接していることなどの事情を総合的に勘案した結果、妊娠を理由とした退職強要があったと推測されることから、紛争の解決のため、申請人に対する解決金の支払いについての調停案を作成し、受諾を勧告。双方が受諾し、調停は終了した。

育児・介護休業法に基づく場合

事例 1

会社の説明が不足していたために育児休業を取得できなかった事例

<概要>

本来であれば育児休業を取得できたにもかかわらず、会社の解釈の誤りにより取得できず、産休後すぐに復帰せざるを得なかったため、保育園の費用などについて補償を求める調停申請を行った。

<労働者の主張>

- ・会社に対し、出産予定日を伝え、育児休業が取得できるか確認したところ、勤続年数が短く取得できないと言われたが、本来は産休中に適切な申出を行えば取得可能であった。
- ・会社の対応が間違っていたことを謝罪するとともに、本来育児休業ができた期間の子の保育園にかかった費用、家族にかけた負担などを換算し、金銭的な補償を求める。

<事業主の主張>

育児休業の取得について、説明不足であったことは認め謝罪は行いたい、金銭的な補償は受け入れがたい。

<結果>

調停委員は、育児休業が取得できなかったことについて、会社の説明不足があったことを指摘し、申請人に対して謝罪をすること、また解決金を支払うことについての調停案を作成し、受諾を勧告。双方が受諾し、調停は終了した。

パートタイム労働法に基づく場合

事例 1

正社員と同じ仕事だが賃金に著しい差があるとする事例

<概要>

申請人は、1年前から正社員と同視すべき状態となっているにもかかわらず、賃金が正社員に比べ著しく低いとして、正社員の賃金との差額分を請求する調停申請を行った。

<パートタイム労働者の主張>

- ・正社員と職務の内容、人材活用の仕組み・運用が同じであり、正社員と同等の賃金が支払われるべきである。
- ・正社員と同視すべき状態となった以降の、1年分の賃金差額の支払いを求める。

<事業主の主張>

- ・正社員とパートタイム労働者では職務の内容が異なっている。
- ・現在支払っている賃金は労働契約で双方合意したものであり、問題ない。

<結果>

調停委員は、申請人について正社員と同視すべき状態であると判断したが、その状態の始期については、申請人が主張する1年前ではなく半年前であると判断し、半年間の賃金差額の支払いに関する調停案を作成し、受諾を勧告。双方が受諾し、調停は終了した。

パートタイム・有期雇用労働法に基づく場合

事例 1

賞与の支給に正社員と不合理な待遇差があるとする事例

<概要>

申請人は、正社員に対して支給される賞与が契約社員に支給されないことは、有期雇用労働者であることを理由とする不合理な待遇差であるとして、賞与の支給を求める調停申請を行った。

<有期雇用労働者の主張>

- ・上司に対し賞与が支払われない理由の説明を求めても、「契約社員だから」との回答しか得られず、納得できない。
- ・賞与の支給を求める。

<事業主の主張>

賞与は業績に対する功労報償のために支給しており、正社員と契約社員とでは業績への貢献度が異なるため、契約社員に賞与を支給しないことは不合理な待遇差ではない。

<結果>

調停委員は、賞与の性質・目的及び支給基準を踏まえると、契約社員も業績に対し一定の貢献をしているものと考えられることから、賞与を支給しないことは不合理な待遇差と認められうると判断。賞与の支給に関する調停案を作成し、受諾を勧告。双方が受諾し、調停は終了した。

労働施策総合推進法に基づく場合

事例

職場におけるパワーハラスメントにより退職に追い込まれたとする事例

<概要>

上司から同僚の前で大声で繰り返し叱責される日々に耐えられなくなり、会社の相談窓口相談したところ、上司からの叱責が更に激しくなり、精神的に就業継続が困難となり辞めざるを得なくなったため、会社に対し慰謝料を求める調停申請を行った。

<労働者の主張>

- ・会社に相談したが、業務上の指導として事実確認が不十分であった。
- ・パワーハラスメントを受け、辞めざるを得なくなったのは、会社のパワーハラスメント対策が不十分であり、上司にパワーハラスメントを行ってはならないものであるとの認識がないためであるので、精神的ダメージによる慰謝料を求める。

<事業主の主張>

上司に対し事実確認を行ったところ、業務上の指導の一貫であると本人は主張したが、誤解を招く言動について厳しく注意し、十分対応しており、慰謝料を支払うつもりはない。

<結果>

調停委員は、今回の紛争の生じた原因に会社の対応不足があったことを指摘し、紛争解決を図るため、申請人に対する慰謝料の支払い及び意識啓発などの再発防止対策を含め、法に沿ったパワーハラスメント対策を講ずべきとする調停案を作成し、受諾を勧告。双方が受諾し、調停は終了した。

調停申請書記載例1【男女雇用機会均等法に基づく場合】

調 停 申 請 書

関 係 当 事 者	労働者	氏名	労働 花子
		住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇 1-1-1 電話 〇 3 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇
	事業主	氏名又は名称	労働商事株式会社 代表取締役 労働太郎
		住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇 1-2-2 電話 〇 3 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇
		※上記労働者に係る事業場の名称及び所在地	労働商事株式会社〇〇支店 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇 1-2-3 電話 〇 3 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇
	調停を求める事項及びその理由		妊娠の報告直後から、執拗な退職の強要を受け、退職せざるを得なくなった。 会社は勤務状況の不良が理由と言うが納得できるものではなく、妊娠を理由とする解雇であると考えるため、本来働き続けていれば得られたはずの期間の賃金補償を求める。 ※記入欄が不足する場合は別紙を添付することも可能です。
紛争の経過		〇月×日に妊娠したことを上司に伝えたところ、その直後の〇月△日頃から、周りに迷惑をかけているため、自分から辞めるようにと何度も言われ、執拗な退職の強要を受ける様になった。 働き続けたい旨を何度も会社に伝えたが、聞き入れてもらえず、〇月□日に解雇理由を「勤務状況の不良のため」とする通知書を渡された。 ※記入欄が不足する場合は別紙を添付することも可能です。	
その他参考となる事項		訴訟は提起しておらず、また、他の救済機関も利用していない。会社には労働組合があるが、本問題が労使交渉で取り上げられたことはない。	

令和〇年 〇月 〇日

申請人 氏名又は名称 労働 花子

〇〇 労働局長 殿

申請用紙は、P23の様式を切り取り、又はコピーをしてお使いください。

厚生労働省ホームページからダウンロードもできます。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/woman/index.html)

電子政府の総合窓口より、電子申請を行うこともできます。(https://www.e-gov.go.jp/)

調停申請書記載例2【育児・介護休業法に基づく場合】

調 停 申 請 書

関 係 当 事 者	労働者	氏名	りょうりつ はなこ 両立 花子
		住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇 1-1-1 電話 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇
	事業主	氏名又は名称	かぶしきがいしゃろうどう 代表取締役 りょうりつ たろう 株式会社労働 両立 太郎
		住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇 1-2-3 電話 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇
		※上記労働者に係る事業所の名称及び所在地	株式会社労働 第二工場
			〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇 3-3-3 電話 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇
調停を求める事項及びその理由		育児休業から復帰直前に会社から解雇を予告された。会社は経営困難が理由と言うが、納得できるものではなく、育児休業を取得したことを理由とする解雇であると考えため、解雇の撤回を求める。（詳細別紙（※）） ※記入欄が不足する場合は別紙を添付することも可能です。	
紛争の経過		〇月×日に育児休業復帰後の職務について相談したところ、復帰しても仕事がないので、退職してほしいと言われた。 □月△日に退職するつもりはないことを人事課長に伝えたが、その後も復帰後の職務等について問い合わせても、復帰は難しいので育児に専念することを考えてほしいと言われた。復帰の1ヵ月前の△月〇日になって経営困難であることを理由に育児休業終了日をもって解雇すると言われた。（詳細別紙（※）） ※記入欄が不足する場合は別紙を添付することも可能です。	
その他参考となる事項		訴訟は提起しておらず、また、他の救済機関も利用していない。会社には労働組合があるが、本問題が労使交渉で取り上げられたことはない。	

令和〇年 〇月 〇日

申請人 氏名又は名称 両立 花子

〇〇 労働局長 殿

申請用紙は、P25の様式を切り取り、又はコピーをしてお使いください。

厚生労働省ホームページからダウンロードもできます。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/woman/index.html)

電子政府の総合窓口より、電子申請を行うこともできます。(https://www.e-gov.go.jp/)

調停申請書記載例3【パートタイム労働法に基づく場合】

調 停 申 請 書

関 係 当 事 者	短 時 間 労 働 者	ふりがな 氏名	きんこう いちろう 均衡 一郎
		住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇 1-2-3 電話 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇
	事 業 主	ふりがな 氏名又は名称	ろうどうしょうじかぶしがいいしゃ 代表取締役 とうきょう はなこ 労働商事株式会社 東京 花子
		住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇 1-1 電話 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇
		※上記短時間 労働者に係 る事業所の 名称及び所 在地	労働商事株式会社 東京工場 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇 2-2 電話 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇
調停を求める 事項及びその理由		同僚の正社員□□□□と、職務の内容が同じであり、どちらも転勤がないにもかかわらず、正社員には支給される賞与、退職金が支給されず、賃金も著しく低いなど、法第9条で禁止している差別的取扱いがあるので、速やかに、正社員と同じ待遇としてほしい。 ※記入欄が不足する場合は別紙を添付することも可能です。	
紛争の経過		平成〇年〇月〇日に入社をして以来、所定労働時間は短いものの、正社員と全く同じ仕事をしてきたが、賃金額等において差別的取扱いを受けてきたため、〇月〇日以降、数回にわたり、人事課長に対し、パートタイム労働法で禁止されている差別的取扱いである旨、苦情を申し立ててきたが、正社員とパートでは仕事が異なるとの返答を繰り返すのみであった。 ※記入欄が不足する場合は別紙を添付することも可能です。	
その他参考 となる事項		訴訟は提起しておらず、また、他の救済機関も利用していない。会社には労働組合はあるが、パートタイム労働者は加入できない。	

令和〇年 〇月 〇日

申請人 氏名又は名称 均衡 一郎

〇〇 労働局長 殿

申請用紙は、P27の様式を切り取り、又はコピーをしてお使いください。

厚生労働省ホームページからダウンロードもできます。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/woman/index.html)

電子政府の総合窓口より、電子申請を行うこともできます。(https://www.e-gov.go.jp/)

調停申請書記載例4【パートタイム・有期雇用労働法に基づく場合】

調 停 申 請 書

関 係 当 事 者	短時間・ 有期雇用 労働者	ふりがな 氏名	どういつ たろう 同一 太郎
		住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇 1-2-3 電話 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇
	事 業 主	ふりがな 氏名又は名称	ろうどうしょうじかぶしがいいしや 労働商事株式会社 代表取締役 とうきょう はなこ 東京 花子
		住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇 1-1 電話 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇
		※上記短時間・有期雇用労働者に係る事業所の名称及び所在地	労働商事株式会社 東京工場 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇 2-2 電話 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇
調停を求める 事項及びその理由		仕事の内容が同じ同僚の正社員□□□□には賞与が支給されているにもかかわらず、契約社員であることを理由に自分には賞与が支給されていない。これは、不合理な待遇差でありパートタイム・有期雇用労働法第8条により認められないものなので、賞与を支給してほしい。 ※記入欄が不足する場合は別紙を添付することも可能です。	
紛争の経過		平成〇年〇月〇日に入社をして以来、△△の業務に従事してきた。同じ業務に就いている正社員には賞与が支給されているが、賞与は一度も支給されなかった。〇月〇日に人事課長に賞与が支給されないことは不合理な待遇差である旨、苦情を申し立てたが、正社員とは会社への貢献度が異なるからだ、と言われた。 ※記入欄が不足する場合は別紙を添付することも可能です。	
その他参考 となる事項		訴訟は提起しておらず、また、他の救済機関も利用していない。会社には労働組合はあるが、パートタイム労働者・有期雇用労働者は加入できない。	

令和〇 年 〇月 〇日

申請人 氏名又は名称 同一 太郎

〇〇 労働局長 殿

申請用紙は、P27の様式を切り取り、又はコピーをしてお使いください。

厚生労働省ホームページからダウンロードもできます。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/woman/index.html)

電子政府の総合窓口より、電子申請を行うこともできます。(https://www.e-gov.go.jp/)

調停申請書記載例5【労働施策総合推進法に基づく場合】

調 停 申 請 書

関係当事者	労働者	氏名	労働花子
		住所	〒100-0000 東京都北区△△△△△ 電話 (3502)****
	事業主	氏名又は名称	こうろうかぶしきがいしゃ 厚労株式会社 だいはいようとりしまりやく 代表取締役 厚労 均太郎
		住所	〒100-0000 東京都千代田区一ツ橋〇-〇-〇 電話 (5253)〇〇〇〇
		※上記労働者に係る事業所の名称及び所在地	厚労株式会社 新橋支店
			〒105-0000 東京都港区新橋〇-〇-〇 電話 (3335)〇〇〇〇
調停を求める事項及びその理由		昨年の人事異動で新橋支店に主任として配置されたが、上司の課長から、「支店の業務がわかっていない」と言われ、他の主任がしている業務はさせてもらえず、半年以上も1, 2年目の社員がするようなルーティンワークばかり指示されている。このパワハラについて会社に相談しても全く対応されないので、新橋支店からの異動を求めたい。 ※記入欄が不足する場合は別紙を添付することも可能です。	
紛争の経過		支店長に相談しても、課長の判断なので様子を見ようと言うだけで取り合ってもらえない。本社人事部にも相談したが、支店内で解決するよう言われ、何も対応されなかった。 ※記入欄が不足する場合は別紙を添付することも可能です。	
その他参考となる事項		訴訟は提起しておらず、また、他の救済機関も利用していない。会社には労働組合があるが、この問題が労使交渉で取り上げられたことはない。	

令和〇年 〇月 〇日

申請人 氏名又は名称 労働 花子

〇〇 労働局長 殿

申請用紙は、P29の様式を切り取り、又はコピーをしてお使いください。
 厚生労働省ホームページからダウンロードもできます。
 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/woman/index.html)
 電子政府の総合窓口より、電子申請を行うこともできます。 (https://www.e-gov.jp/)

紛争解決援助制度に関するQ&A

Q 相談すると、雇用環境・均等部(室)はどんなことをしてくれるの？

A 法律の内容についての情報提供などを行います。
また、トラブル等について、法律上可能な対応案について説明し、ご希望に応じ紛争解決援助を実施します。

Q 援助を受けたら、会社から嫌がらせを受けないか心配です…

A 援助を申し出たことによる、不利益取扱い(解雇、配置転換、降格、減給など)は男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法で禁止されています。万一、そのような取扱いを受けた場合には、雇用環境・均等部(室)が会社に指導などを行います。

Q 雇用環境・均等部(室)の援助を受けるメリットは？

A 裁判に比べ、手続きが簡単で、解決までの時間も短く、援助を受けるための費用はかかりません。

Q 世間体も気になるし、周りに知られないか心配です。

A 関係者以外に援助や調停の内容は公にしません。プライバシーが保護されます。

Q パワーハラスメントの措置義務に関する紛争解決援助及び調停は、中小事業主は対象にならないのでしょうか。

A パワーハラスメントの措置義務に関する紛争は、中小企業の場合、令和4年4月1日以降に生じたものが対象です。それまでは従来通り、個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導及びあっせんの対象になります。なお、中小事業主の範囲は3ページをご覧ください。

調 停 申 請 書

関 係 当 事 者	労働者	ふりがな 氏名	
		住所	〒 電話 ()
	事業主	ふりがな 氏名又は名称	
		住所	〒 電話 ()
		※上記労働者に係る事業場の名称及び所在地	〒 電話 ()
	調停を求める事項及びその理由		
紛争の経過			
その他参考となる事項			

年 月 日

申請人 氏名又は名称

労働局長 殿

調停申請書記載要領（男女雇用機会均等法）

(1) 調停の申請は、調停申請書に必要事項を記入の上、労働者に係る事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（雇用環境・均等部（室）経由）あて提出してください。

申請書の提出は原則として申請人本人が来局して行うことが望ましいものですが、郵送、電子申請等による提出でも受け付けます。

なお、申請書の提出が来局して行われなかった場合は、申請人本人に来局を求め、事実確認を行うことがあります。

(2) 申請書に記載すべき内容及び注意事項は、次のとおりです。

① 労働者の氏名、住所等

当該調停の申請に係る労働者の氏名、住所等を記載すること。

なお、複数の労働者が事業主の同一の措置について申請を行う場合は、1葉の申請書の本欄に連名で記載すれば足りるものであること。

② 事業主の氏名、住所等

当該調停の申請に係る事業主の氏名（法人にあってはその名称）、住所、代表者の職・氏名等を記載すること。

また、当該調停の申請に係る労働者が勤務する事業場の名称及び所在地が事業主の名称及び住所と異なる場合には、※欄内に当該事業場の名称及び所在地についても記載すること。

③ 調停を求める事項及びその理由

調停を求める事項については、紛争の解決のため希望する措置を、その理由については、紛争の原因となった事業主の措置（不作為を含む）の法違反であると争われている点を正確に記載すること（様式で足りない場合は別紙を添付することも可）。

なお、1人の労働者が事業主の複数の措置について申請を行う場合又、事業主が1人の労働者に対し複数の措置について申請を行う場合は、1葉の申請書の本欄に併記すれば足りるものであること。

④ 紛争の経過

紛争に関する措置の内容によって、下記の年月日、並びに他の関係当事者の見解及び企業内苦情処理機関等での取扱い状況等を詳しく記載すること（様式で足りない場合は別紙を添付することも可）。

- ・禁止規定に係る紛争については、当該紛争に係る事業主の措置が行われた日（継続する行為の場合は、当該行為が終了した日）

- ・セクシュアルハラスメントの措置義務に係る紛争のうち、指針4(3)イからニまでに係る紛争又は妊娠、出産に関するハラスメントの措置義務に係る紛争のうち、指針4(3)イからニに係る紛争については、セクシュアルハラスメント又は妊娠、出産に関するハラスメントが行われた日（継続する行為の場合は、当該行為が終了した日）

- ・セクシュアルハラスメントの措置義務に係る紛争のうち、指針4(4)イに関する紛争又は妊娠、出産等に関するハラスメントの措置義務に係る紛争のうち、指針4(5)イに関する紛争については、プライバシーが保護されなかった日（継続する行為の場合は、当該行為が終了した日）

- ・母性健康管理の措置義務に係る紛争については、女性労働者からの申出に対し事業主が必要な措置を講じなかった日

⑤ その他参考となる事項

当該紛争について確定判決が出されているか否か、起訴手続き又は調停以外の裁判外紛争処理手続きが進行しているか否か、当該事業主の措置又はそれ以外の事由で集团的労使紛争が起こっているか否か又企業の雇用管理がこれまでどのように行われてきたか等の情報を記載すること。

⑥ 申請人の記名

双方申請の場合は双方の、一方申請の場合は一方の関係当事者の記名を行うこと。

(3) 事業主は、労働者が調停申請したことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないとされています。

※ 調停を求める事項が男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、パートタイム・有期雇用労働法及び労働施策総合推進法の複数の法律に関係する場合であっても、1葉の申請書を提出すれば足ります。

調 停 申 請 書

関 係 当 事 者	労働者	ふりがな 氏名	
		住所	〒 電話 ()
	事業主	ふりがな 氏名又は名称	
		住所	〒 電話 ()
		※上記労働者に係る事業所の名称及び所在地	〒 電話 ()
	調停を求める事項及びその理由		
紛争の経過			
その他参考となる事項			

年 月 日

申請人 氏名又は名称

労働局長 殿

調停申請書記載要領（育児・介護休業法）

- (1) 調停の申請は、調停申請書に必要事項を記入の上、労働者に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長（雇用環境・均等部（室）経由）あて提出してください。
申請書の提出は原則として申請人本人が来局して行うことが望ましいものですが、郵送、電子申請等による提出でも受け付けます。
なお、申請書の提出が来局して行われなかった場合は、申請人本人に来局を求め、事実確認を行うことがあります。
- (2) 申請書に記載すべき内容及び注意事項は、次のとおりです。
- ① 労働者の氏名、住所等
当該調停の申請に係る労働者の氏名、住所等を記載すること。
なお、複数の労働者が事業主の同一の措置について申請を行う場合は、1葉の申請書の本欄に連名で記載すれば足りるものであること。
 - ② 事業主の氏名、住所等
当該調停の申請に係る事業主の氏名（法人にあってはその名称）、住所、代表者の職・氏名等を記載すること。
また、当該調停の申請に係る労働者が勤務する事業所の名称及び所在地が事業主の名称及び住所と異なる場合には、※欄内に当該事業所の名称及び所在地についても記載すること。
 - ③ 調停を求める事項及びその理由
調停を求める事項については、紛争の解決のため希望する措置を、その理由については、紛争の原因となった事業主の措置（不作為を含む）の法違反であると争われている点を正確に記載すること（様式で足りない場合は別紙を添付することも可）。
なお、1人の労働者が事業主の複数の措置について申請を行う場合又、事業主が1人の労働者に対し複数の措置について申請を行う場合は、1葉の申請書の本欄に併記すれば足りるものであること。
 - ④ 紛争の経過
紛争に関する措置の内容によって、下記の年月日、並びに他の関係当事者の見解及び企業内苦情処理機関等での取扱い状況等を詳しく記載すること（様式で足りない場合は別紙を添付することも可）。
 - ・当該紛争に係る事業主の措置が行われた年月日（継続する行為の場合は、当該行為が終了した年月日）
 - ・禁止規定に係る紛争については、当該紛争に係る事業主の措置が行われた日（継続する行為の場合は、当該行為が終了した日）
 - ・育児休業、介護休業等に関するハラスメントの措置義務に係る紛争のうち、育介指針第2の14(2)ハ(イ)から(ハ)に関する紛争については、育児休業、介護休業等に関するハラスメントが行われた日（継続する行為の場合は、当該行為が終了した日）
 - ・育児休業、介護休業等に関するハラスメントの措置義務に係る紛争のうち、育介指針第2の14(2)ホ(イ)及び(ロ)に関する紛争については、プライバシーが保護されなかった日又は不利益取扱いが行われた日（継続する行為の場合は、当該行為が終了した日）
 - ⑤ その他参考となる事項
当該紛争について確定判決が出されているか否か、起訴手続き又は調停以外の裁判外紛争処理手続きが進行しているか否か、当該事業主の措置又はそれ以外の事由で集团的労使紛争が起こっているか否か、又、企業の雇用管理がこれまでどのように行われてきたか等の情報を記載すること。
 - ⑥ 申請人の記名
双方申請の場合は双方の、一方申請の場合は一方の関係当事者の署名又は記名を行うこと。
- (3) 事業主は、労働者が調停申請したことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないとされています。

※ 調停を求める事項が育児・介護休業法、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、パートタイム・有期雇用労働法及び労働施策総合推進法の複数の法律に関係する場合であっても、1葉の申請書を提出すれば足りません。

調 停 申 請 書

関 係 当 事 者	短時間 ・有期雇 用労働者	ふりがな 氏名		
		住所	〒	電話 ()
	事 業 主	ふりがな 氏名又は名称		
		住所	〒	電話 ()
		※上記短時間 ・有期雇用労働 者に係る事 業所の名称 及び所在地	〒	電話 ()
	調停を求める 事項及びその理由			
紛争の経過				
その他参考 となる事項				

年 月 日

申請人 氏名又は名称

労働局長 殿

調停申請書記載要領（パートタイム労働法、パートタイム・有期雇用労働法）

- (1) 調停の申請は、調停申請書に必要事項を記入の上、紛争の当事者であるパートタイム労働者・有期雇用労働者に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長（雇用環境・均等部（室）経由）あて提出してください。申請書の提出は原則として申請人本人が来局して行うことが望ましいものですが、郵送、電子申請等による提出でも受け付けます。
- なお、申請書の提出が来局して行われなかった場合は、申請人本人に来局を求め、事実確認を行うことがあります。
- (2) 申請書に記載すべき内容及び注意事項は、次のとおりです。
- ① パートタイム労働者・有期雇用労働者の氏名、住所等
当該調停の申請に係るパートタイム労働者・有期雇用労働者の氏名、住所等を記載すること。
なお、複数のパートタイム労働者・有期雇用労働者が事業主の同一の措置について申請を行う場合は、1葉の申請書の本欄に連名で記載すれば足りるものであること。
 - ② 事業主の氏名、住所等
当該調停の申請に係る事業主の氏名（法人にあってはその名称）、住所、代表者の職・氏名等を記載すること。
また、当該調停の申請に係るパートタイム労働者・有期雇用労働者が勤務する事業所の名称及び所在地が事業主の名称及び住所と異なる場合には、※欄内に当該事業所の名称及び所在地についても記載すること。
 - ③ 調停を求める事項及びその理由
調停を求める事項については、紛争の解決のため希望する措置を、その理由については、紛争の原因となった事業主の措置（不作為を含む）が法的に問題であると争われている点を正確に記載すること（様式で足りない場合は別紙を添付することも可）。
なお、1人のパートタイム労働者・有期雇用労働者が事業主の複数の措置について申請を行う場合又、事業主が1人のパートタイム労働者・有期雇用労働者に対し複数の措置について申請を行う場合は、1葉の申請書の本欄に併記すれば足りるものであること。
 - ④ 紛争の経過
紛争に関する措置の内容によって、紛争にかかる経緯（時系列）、被申請人に対して苦情を述べた時期及び企業内苦情処理機関等での取扱い状況等について詳しく記載すること（様式で足りない場合は別紙を添付することも可）。
 - ⑤ その他参考となる事項
当該紛争について確定判決が出されているか否か、訴訟手続又は調停以外の裁判外紛争処理手続が進行しているか否か、当該事業主の措置又はそれ以外の事由で集団的労使紛争が起こっているか否か、又、企業の雇用管理がこれまでどのように行われてきたか等の情報を記載すること。
 - ⑥ 申請人の記名
双方申請の場合は双方の、一方申請の場合は一方の関係当事者の署名又は記名を行うこと。
- (3) 事業主は、パートタイム労働者・有期雇用労働者が調停申請をしたことを理由として、当該パートタイム労働者・有期雇用労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこととされています。

※ 調停を求める事項がパートタイム労働法（パートタイム・有期雇用労働法）、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及び労働施策総合推進法の複数の法律に関係する場合であっても、1葉の申請書を提出すれば足りません。

調 停 申 請 書

関 係 当 事 者	労働者	ふりがな 氏名	
		住所	〒 電話 ()
	事業主	ふりがな 氏名又は名称	
		住所	〒 電話 ()
		※上記労働者に係る事業所の名称及び所在地	〒 電話 ()
	調停を求める事項及びその理由		
紛争の経過			
その他参考となる事項			

年 月 日

申請人 氏名又は名称

労働局長 殿

調停申請書記載要領（労働施策総合推進法）

- (1) 調停の申請は、調停申請書に必要事項を記入の上、労働者に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長(雇用環境・均等部(室)経由)あて提出してください。

申請書の提出は原則として申請人本人が来局して行うことが望ましいものですが、郵送、電子申請等による提出でも受け付けます。

なお、申請書の提出が来局して行われなかった場合は、申請人本人に来局を求め、事実確認を行うことがあります。

- (2) 申請書に記載すべき内容及び注意事項は、次のとおりです。

① 労働者の氏名、住所等

当該調停の申請に係る労働者の氏名、住所等を記載すること。

なお、複数の労働者が事業主の同一の措置について申請を行う場合は、1葉の申請書の本欄に連名で記載すれば足りるものであること。

② 事業主の氏名、住所等

当該調停の申請に係る事業主の氏名(法人にあってはその名称)、住所、代表者の職・氏名等を記載すること。

また、当該調停の申請に係る労働者が勤務する事業所の名称及び所在地が事業主の名称及び住所と異なる場合には、※欄内に当該事業場の名称及び所在地についても記載すること。

③ 調停を求める事項及びその理由

調停を求める事項については、紛争の解決のため希望する措置を、その理由については、紛争の原因となった事業主の措置(不作為を含む)の法違反であると争われている点を正確に記載すること(様式で足りない場合は別紙を添付することも可)。

なお、1人の労働者が事業主の複数の措置について申請を行う場合又、事業主が1人の労働者に対し複数の措置について申請を行う場合は、1葉の申請書の本欄に併記すれば足りるものであること。

④ 紛争の経過

紛争に関する措置の内容によって、下記の年月日、並びに他の関係当事者の見解及び企業内苦情処理機関等での取扱い状況等を詳しく記載すること(様式で足りない場合は別紙を添付することも可)。

・禁止規定に係る紛争については、当該紛争に係る事業主の措置が行われた日(継続する行為の場合は、当該行為が終了した日)

・パワーハラスメントの措置義務に係る紛争のうち、指針4(3)イからニまでに係る紛争については、パワーハラスメントが行われた日(継続する行為の場合は、当該行為が終了した日)

・パワーハラスメントの措置義務に係る紛争のうち、指針4(4)イに係る紛争については、プライバシーが保護されなかった日(継続する行為の場合は、当該行為が終了した日)

⑤ その他参考となる事項

当該紛争について確定判決が出されているか否か、起訴手続き又は調停以外の裁判外紛争処理手続きが進行しているか否か、当該事業主の措置又はそれ以外の事由で集団的労使紛争が起こっているか否か、又、企業の雇用管理がこれまでどのように行われてきたか等の情報を記載すること。

⑥ 申請人の記名

双方申請の場合は双方の、一方申請の場合は一方の関係当事者の記名を行うこと。

- (3) 事業主は、労働者が調停申請したことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないとされています。

※ 調停を求める事項が労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法及びパートタイム・有期雇用労働法の複数の法律に関係する場合であっても、1葉の申請書を提出すれば足りません。

MEMO

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ

【受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）】

	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地
北海道	011-709-2715	011-709-8786	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1 札幌第一合同庁舎9階
青 森	017-734-4211	017-777-7696	030-8558	青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎8階
岩 手	019-604-3010	019-652-7782	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階
宮 城	022-299-8844	022-299-8845	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎8階
秋 田	018-862-6684	018-862-4300	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎4階
山 形	023-624-8228	023-624-8246	990-8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階
福 島	024-536-2777	024-536-4658	960-8021	福島市霞町1-46 5階
茨 城	029-277-8295	029-224-6265	310-8511	水戸市宮町1丁目8番31号 茨城労働総合庁舎6階
栃 木	028-633-2795	028-637-5998	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎3階
群 馬	027-896-4739	027-896-2227	371-8567	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階
埼 玉	048-600-6210	048-600-6230	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階
千 葉	043-221-2307	043-221-2308	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎1階
東 京	03-3512-1611	03-3512-1555	102-8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階
神奈川	045-211-7380	045-212-7381	231-8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階
新 潟	025-288-3511	025-288-3518	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館4階
富 山	076-432-2740	076-432-3959	930-8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎4階
石 川	076-265-4429	076-221-3087	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎6階
福 井	0776-22-3947	0776-22-4920	910-8559	福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎9階
山 梨	055-225-2851	055-225-2787	400-8577	甲府市丸の内1丁目1-11 4階
長 野	026-227-0125	026-227-0126	380-8572	長野市中御所1-22-1 長野労働総合庁舎4階
岐 阜	058-245-1550	058-245-7055	500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎4階
静 岡	054-252-5310	054-252-8216	420-8639	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階
愛 知	052-857-0312	052-857-0400	460-8507	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館2階
三 重	059-226-2318	059-228-2785	514-8524	津市島崎町327番2 津第2地方合同庁舎2階
滋 賀	077-523-1190	077-527-3277	520-0806	大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎4階
京 都	075-241-3212	075-241-3222	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451 1階
大 阪	06-6941-8940	06-6949-6486	540-8527	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8階
兵 庫	078-367-0820	078-367-3854	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15階
奈 良	0742-32-0210	0742-32-0214	630-8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第三地方合同庁舎2階
和歌山	073-488-1170	073-475-0114	640-8581	和歌山市黒田二丁目3-3 和歌山労働総合庁舎4階
鳥 取	0857-29-1709	0857-29-4142	680-8522	鳥取市富安2丁目89-9 2階
島 根	0852-31-1161	0852-31-1505	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階
岡 山	086-225-2017	086-224-7693	700-8611	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階
広 島	082-221-9247	082-221-2356	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館5階
山 口	083-995-0390	083-995-0389	753-8510	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館5階
徳 島	088-652-2718	088-652-2751	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階
香 川	087-811-8924	087-811-8935	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎北館2階
愛 媛	089-935-5222	089-935-5210	790-8538	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階
高 知	088-885-6041	088-885-6042	781-9548	高知市南金田1番39号 4階
福 岡	092-411-4894	092-411-4895	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館4階
佐 賀	0952-32-7218	0952-32-7224	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎5階
長 崎	095-801-0050	095-801-0051	850-0033	長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階
熊 本	096-352-3865	096-352-3876	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階
大 分	097-532-4025	097-573-8666	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階
宮 崎	0985-38-8821	0985-38-5028	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎4階
鹿児島	099-223-8239	099-223-8235	892-8535	鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階
沖 縄	098-868-4380	098-869-7914	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階